

第7章 資料編

第7章 資料編

1 垂水市介護保険運営協議会（計画策定委員会）

（1）設置要綱

垂水市介護保険運営協議会設置要綱

（設置）

第1条 介護保険制度の施行にあたり、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等から意見を聴き、介護保険制度の円滑な運営を図るため、垂水市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- （2）介護サービスの提供状況及び介護サービス提供者相互間の連携状況等の評価に関すること。
- （3）地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営に関すること。
- （4）その他介護保険事業の運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、保健福祉課長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、会員の代理の出席を妨げない。

3 会長は、必要に応じ関係者の説明又は意見を聴取することができる。

（謝金及び費用弁償）

第7条 委員に対しては、予算の定めるところにより謝金及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会設立当初の会員の任期については、第4条第1項中「3年」とあるは、施行の日から平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

	団体名・役職名	氏名	備考(役職等)
1	大隅地域振興局	下高原 哲朗	保健福祉環境部長
2	市内医療機関代表	福本 伸久	介護老人保健施設 コスモス苑 施設長
3	介護保険サービス事業者代表	池田 誠	医療法人 浩愛会 理事長
4	社会福祉協議会代表	木佐貫 泰英	垂水市社会福祉協議会 会長
5	各種団体代表	内藤 律子	市民生委員協議会 会長
6	地域住民代表	中馬 吉昭	中央・水ノ上・大野地区
7	地域住民代表	浜田 龍三	牛根地区
8	地域住民代表	中谷 明潤	真宗寺住職(新城・柊原地区)
9	介護職員代表	池田 正樹	コスモス苑社会福祉士
10		浜田 光浩	小規模多機能ほほえみ管理者
11	家族代表	森山 稔	柊原公民館長
12	1号被保険者代表	水迫 順一	前市長
13	2号被保険者代表	丸山 恵子	定住促進住宅振興会長

2 用語解説

あ 行

アウトソーシング

業務を外部の専門家へ委託すること。

医療ソーシャルワーカー

病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者のかかえる経済的、心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る役割を担う。

NPO（エヌ・ピー・オー）

英語の NonProfitOrganization の略であり、「民間非営利組織」として利益分配をしない組織（団体）のこと。商業を目的としない公益活動に取り組み、官と民の間で「民間の手による公益活動の分野」を創造する。その活動分野としては保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。

※ ボランティアとNPOの違い

ボランティアは「個人の自発性」に着目しており、個人が働いたことの対価として報酬をもらわない「無報酬性」が特徴。一方、NPOは、「団体の社会的な役割」に着目しており、利益は得るが、必要経費以上の利益を個人に分配せず活動に利用する「非営利性」が特徴。

か 行

介護給付

要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費についての保険給付が行われる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要支援者・要介護者からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設等との連絡・調整を行う人材。

介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。

介護予防ケアマネジメント

要介護状態になることの予防と悪化防止を図るため、要支援認定者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるためのケアマネジメントをいう。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）により、地域支援事業の中に創設され、市町村の主体性を重視し、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して、介護予防や生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

ガバナンス

多様な組織や関係者が主体的に関与する、意思決定や合意形成の機能と構造のこと。

キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人材。

協働

行政や市民、事業者等の地域で活動する多様な人や組織が、共通の目的のためお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

ケアプラン

要支援者・要介護者がサービスを適切に利用するため、その希望をとり入れて作成されるサービス計画。サービスが効率的・計画的に提供されるよう、目標設定や利用するサービスの種類、提供内容を具体的に決定し、それに基づいてサービスが提供される。計画は利用者の状態の変化に応じ、適宜変更される。

ケアマネジメント

要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるように、ケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、さまざまな社会資源を組み合わせ調整を行う。

権利擁護

自らの意志を表示することが困難な知的障害者や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

高額医療合算介護サービス費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度。それぞれ年間の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻される。

高額介護サービス費

所得に応じて一定額を超えた分の自己負担があった場合に、その超えた分が申請することにより高額介護サービス費として払い戻される制度。

口腔機能

かむ、飲み込む、味わう、食べる、話す、表情を豊かにするなど広い範囲で捉えられ、口の中だけでなく、笑ったり、話したりするときを使う口の周りの筋肉や働きも含まれる。

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

60歳以上の人が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう設備、運営面で配慮された公的賃貸住宅（公営住宅等）をいう。運営面の配慮として、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、一時的家事援助等を行うこととしている。

高齢者ボランティアポイント制度

65歳以上の方が介護施設等で高齢者支援活動を行ない、活動で受けたポイントに応じて換金を受けられる有償ボランティア制度。

コーホート法（コーホート変化率法）

同年の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推

計する方法。

さ 行

サロン活動

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする活動。

生活習慣病

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症など、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に関与していると考えられる疾患の総称。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置され、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された公益法人。高齢者の能力を活かした地域社会づくりに貢献している。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。

団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。この世代の人が高齢者となる時期を迎え、様々な社会的影響が予測されている。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法または協議体。

地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

平成 17 年 6 月に公布された「介護保険等の一部を改正する法律」により、老人保健福祉制度の介護予防・地域支え合い事業と 65 歳以上の保健事業を再編して、介護保険制度に組み込まれた。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防する介護予防事業、介護予防拠点である地域包括支援センターに関する包括的支援事業、家族介護者等を支援する任意事業から成っていたが、平成 26 年度の介護保険法の改正により、全国一律の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）が地域支援事業に移行されることにともない、従来の介護予防事業は「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として実施される。

調整交付金

介護保険財政において、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために国より交付されるもの。

地域資源

地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティアなど人的・物的な様々な資源をさす。

地域包括ケアシステム

高齢者や障がい者など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

特定入所者介護サービス費

介護保険施設入所者の中で、一定の要件を満たす所得の低い人に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給される。特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がある。

な 行

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

認知症

脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態。痴呆（症）という用語が侮蔑的な表現であることや実態に対する誤解や偏見があり、高齢者の尊厳や支える体制の妨げになっていることなどを考慮し、認知症という名称に変更がなされた。

認知症ケアパス

認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものの。

認知症サポーター

認知症の人と家族への応援者であり、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人材。市町村等が開催する認知症の勉強会を受講すれば、誰でもなることができる。

認知症初期集中支援チーム

家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる人や認知症の人及

びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い自立した生活のサポートを行うチーム。

ニーズ

欲求、要求、需要。

は 行

パブリックコメント

行政機関が新たな規制を設け、またはすでにある規制を改廃しようとするとき、その案を公表し、国民や事業者からの意見・情報・専門的知識を得て公正な意思決定をするための制度。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

フォーマル／インフォーマル

フォーマルは、制度や法律などで定められた公的なもの。インフォーマルは、民間や地域住民、ボランティア等が行う非公的なもの。

福祉有償運送

タクシーやバスなどのバスなどの交通機関では十分でない介護輸送について、NPOなど非営利法人が自家用車の福祉車両で行う有償送迎サービス。

ヘルスアセスメント

個人の生活習慣や行動を、社会や生活環境などを交えて把握し、健康度を評価すること。

ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

ま 行

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人を適切に保護指導したり、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力するなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務する。

モニタリング

現状を観察して把握すること。ケアマネジメントでは、必要な介護支援サービスが提供されているか、ケアプランの実施状況の把握を行う。

や 行

ユニバーサルデザイン

製品、建物、空間などで、できるだけ多くの人が利用可能なデザインのこと。

要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護状態区分のいずれかに該当する状態にあるかどうか、市町村が行う要介護状態区分の認定のこと。要支援認定と同一の方法を用いて一体的に行われることから、要支援認定を含めて指す用語として使われることが多い。

ら 行

老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその心身の健康の保持や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。

ロコモティブシンドローム

加齢に伴う運動器の障害により要介護になるリスクの高い状態。

垂水市 第6期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

発行年月日 平成27年3月

発行・編集 鹿児島県 垂水市 保健福祉課

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地

TEL 0994-32-1111 FAX 0994-32-6625

URL <http://www.city.tarumizu.lg.jp/>